（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五十三条」を削り、「第七目の二　譲渡制限付株式を対価とする費用等（第五十四条・第五十五条・第五十六条）」を「第七目の二　譲渡制限付株式を対価とする費用等（第五十四条・第五十六条）」に、「第七目の三　不正行為等に係る費用等（第五十五条・第五十六条）」を「第七目の三　賃貸借取引に係る費用（第五十三条）　不正行為等に係る費用等（第五十五条・第五十六条）」に、「第二章　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税　第一節　総則（第八十二条・第八十二条の二）　第二節　課税標準（第八十二条の三）　第三節　税額の計算（第八十二条の四）　第四節　申告及び納付等（第八十二条の五）」を「第二章　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税　第一節　総則（第八十二条・第八十二条の二）　第二節　課税標準（第八十二条の三）　第三節　税額の計算（第八十二条の四）　第四節　申告及び納付等（第八十二条の五）　第一款　税額の計算（第八十二条の六―第八十二条の十）　第二款　税額の計算（第八十二条の十一）　第三款　申告及び納付等（第八十二条の十二―第八十二条の二十二）」に、「収益及び費用」を「工事の請負に係る収益及び費用」に、「第三章　退職年金等積立金に対する法人税　第一節　課税標準及びその計算（第百四十五条の二・第百四十五条の二の十）　第二節　税額の計算（第百四十五条の四）　第三節　申告及び納付（第百四十六条）　第四章　青色申告（第百四十五条の五）　第五章　恒久的施設に係る取引に係る文書化（第百四十六条の二）　第六章　更正及び決定（第百四十七条―第百四十七条の四）」を「第三章　退職年金等積立金に対する法人税　第一節　課税標準及びその計算（第百四十五条の二・第百四十五条の二の十）　第二節　税額の計算（第百四十五条の四）　第三節　申告及び納付（第百四十六条）　第四章　青色申告（第百四十五条の五）　第五章　恒久的施設に係る取引に係る文書化（第百四十六条の二）　第六章　更正及び決定（第百四十七条―第百四十七条の四）　第七章　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等　第一節　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等　第一款　国際最低課税額に対する法人税等（第百四十五条の二）　第二款　課税標準（第百四十五条の三）　第三款　税額の計算（第百四十五条の四）　第四款　申告及び納付等（第百四十五条の五）　第二節　各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税等　第一款　国内最低課税額（第百四十五条の六）　第二款　課税標準（第百四十五条の七）　第三款　税額の計算（第百四十五条の八）　第四款　申告及び納付等（第百四十五条の九）　第四章　退職年金等積立金に対する法人税等　第一節　課税標準及びその計算（第百四十五条の十・第百四十五条の十一）」に、「第二節　税額の計算（第百四十五条の十二）　第三節　申告及び納付（第百四十六条の二）　第五章　青色申告（第百四十六条の三）　第六章　恒久的施設に係る取引に係る文書化（第百四十六条の四）　第七章　更正及び決定（第百四十七条―第百四十七条の四）」に改める。

（法人税法の一部改正）

第三条　法人税法の一部を次のように改正する。

第二条の十二の二の次に次の二号を加える。

十二の三　国際最低課税残余額確定申告書　第八十二条の十四第一項（国際最低課税残余額に係る確定申告）（第百四十五条の五（申告及び納付等）において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

十二の四　国内最低課税額確定申告書　第八十二条の二十二第一項（国内最低課税額に係る確定申告）（第百四十五条の九（申告及び納付等）において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

第二条第三十一号の二の次に次の二号を加える。

三十一の三　国際最低課税残余額確定申告書　第八十二条の十四第一項（国際最低課税残余額に係る確定申告）（第百四十五条の五（申告及び納付等）において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十一の四　国内最低課税額確定申告書　第八十二条の二十二第一項（国内最低課税額に係る確定申告）（第百四十五条の九（申告及び納付等）において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

第二条第三十二号及び第三十三号中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に改める。

第三条中「及び」を「、第八十二条の十五（電子情報処理組織による申告）及び」に改める。

第四条第一項ただし書中「引受けを行う場合、」の下に「特定多国籍企業グループ等（」を加え、「に属する」を「をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に属する同条第十三号に規定する構成会社等である場合若しくは特定多国籍企業グループ等に係る同条第十五号に規定する共同支配会社等である」に改め、同条第三項中「又は第百四十五条の三」を「、特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（第八十二条第六号に規定する恒久的施設等をいい、その同条第七号に規定する所在地国が我が国であるものに限る。以下この項において同じ。）を有する第八十二条第十三号に規定する構成会社等であるとき若しくは特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する同条第十五号に規定する共同支配会社等であるとき又は第百四十五条の十一」に改める。

第六条の二中「第八十二条第四号」を「特定多国籍企業グループ等（第八十二条第四号」に、「に属する」を「をいう。以下この節において同じ。）に属する構成会社等（同条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この節において同じ。）である」に、「第八十二条の二第一項」を「第八十二条の三第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（内国法人の国際最低課税残余額の課税）

第六条の三　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人に対しては、第五条（内国法人の課税所得の範囲）及び前条の規定により課する法人税のほか、各対象会計年度の国際最低課税残余額について、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税を課する。

（内国法人の国内最低課税額の課税）

第六条の四　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る第八十二条第十五号（定義）に規定する共同支配会社等である内国法人に対しては、第五条（内国法人の課税所得の範囲）及び前二条の規定により課する法人税のほか、各対象会計年度の第八十二条の十九第一項（国内最低課税額）に規定する国内最低課税額について、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を課する。

第七条中「前条」を「前三条」に改める。

第八条の次に次の二条を加える。

（外国法人の国際最低課税残余額の課税）

第八条の二　特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（第八十二条第六号（定義）に規定する恒久的施設等をいい、その同条第七号に規定する所在地国が我が国であるものに限る。次条において同じ。）を有する構成会社等である外国法人に対しては、前条第一項の規定により課する法人税のほか、各対象会計年度の第百四十五条の二第一項（国際最低課税残余額）に規定する国際最低課税残余額について、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税を課する。